

令和5年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

府省名	原子力規制委員会	公開プロセス開催日		選定基準	事業概要	6月9日	具体的な選定理由	想定される論点	備考
		令和4年度 補正後予算額 (単位:百万 円)	令和5年度 当初予算額 (単位:百万 円)						
0001	原子力安全規制情報広聴・ 広報事業	712	708	イ 事業の規模が大きく、又は政策の 優先度の高いもの	広く情報提供を行うためのホームページ運用、審査会合等についてYoutube等での生中継動画配信とそのアーカイブ化を行う。コールセンターを設置し、国民からの個別の意見や質問に対し電話で回答を行う。また、緊急時における原子力施設の状況等を、メールアドレス登録者の携帯電話に直接配信する緊急時情報配信システムを運用する。さらに、広聴・広報の効率化、充実化を図るため、これまで実施してきた原子力規制に係る広聴・広報活動についてその効果を総合的に分析・評価を行う事業を実施する。		○「事業の規模が大きいもの」に該当 ○今年度が事業の見直し年度に該当	○成果目標や活動指標の記載の適正性、明確性、事業の目的への関連性 ○平成30年度公開プロセス時の指摘内容についての取組等 ○随意契約、一者応礼に係る競争性確保についての取組	
0011	原子力規制検査の体制整備 事業	145	193	イ 事業の規模が大きく、又は政策の 優先度の高いもの	令和2年4月の原子力規制検査の本格運用に備え、国際会議や海外規制機関との交流を通じた情報収集、業務システムや検査ホームページの構築を実施してきた。運用の開始に伴い、制度の定着、及び運用の継続的改善のための取組として、継続的に国内外の情報収集を行うほか、検査官への意識調査を通じた改善のための課題抽出、原子力規制検査システムの運用等ニーズに応じた整備を行う。		○「事業の規模が大きいもの」に該当 ○今年度が事業の見直し年度に該当	○成果目標や活動指標の記載の適正性、明確性、事業の目的への関連性 ○令和元年度に実施した事業の統合の効果と規制行政への事業の貢献について ○随意契約に係る競争性確保についての取組	
0016	燃料破損に関する規制高度 化研究事業	715	709	ア アウトカムの設定など、EBPM的 観点から点検する必要があるもの イ 事業の規模が大きく、又は政策の 優先度の高いもの	発電炉で使用された燃料棒から試験燃料棒を採取し、反応度事故模擬試験及び冷却材喪失事故模擬試験を実施する。これらの模擬試験の前後には試験用試料の照射後試験を行い、模擬試験時の燃料挙動に関するデータを取得する。また、被覆管や燃料ペレットの単体試料を用いて個別効果試験を実施して、燃料破損等のメカニズムに関する詳細データを取得する。さらに、事故模擬試験下での燃料挙動に関する解析や被覆管に作用する応力の解析を実施して、解析結果と試験結果との比較を通して、燃料挙動や破損原因について考察を行う。		○「事業の規模が大きいもの」に該当 ○今年度が事業の見直し年度に該当 ○直近の外部有識者点検が平成30年度 ○研究事業に関するアウトカム設定の困難性	○成果目標や活動指標の記載の適正性、明確性、事業の目的への関連性 ○本事業を行う目的(安全研究における課題など)及び安全研究全体の中で位置付けと規制行政への事業の貢献について ○平成30年度公開プロセス時の指摘内容についての取組等 ○随意契約、一者応礼に係る競争性確保についての取組	
0029	シビアアクシデント時の放射 性物質放出に係る規制高度 化研究事業(東京電力福島 第一原子力発電所事故分析 結果の反映)	1,025	993	ア アウトカムの設定など、EBPM的 観点から点検する必要があるもの イ 事業の規模が大きく、又は政策の 優先度の高いもの	1F事故調査結果の規制への反映の要否を検討するために活用する知見の整備のため、水素爆発、放射性物質の放出等に係る調査、実験、評価手法の整備等を行い、事故の調査・分析から得られた課題について更なる規制要件化の要否を検討する上で必要な技術的知見の取得を行う。また、実効的な防護措置の枠組みを構築するために活用する知見の整備のため、現実的なプラント内の挙動や放射性物質の環境への放出等の情報を整備するとともに、判断に必要な知見の取得を行う。さらに、人と環境への影響を評価する手法を高度化し、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤服用等について、より実効的な枠組みを検討するための知見の取得を行う。		○「事業の規模が大きいもの」に該当 ○昨年度新規事業に該当 ○研究事業に関するアウトカム設定の困難性	○成果目標や活動指標の記載の適正性、明確性、事業の目的への関連性 ○本事業を行う目的(安全研究における課題など)及び安全研究全体の中で位置付けと規制行政への事業の貢献について ○随意契約、一者応礼に係る競争性確保についての取組	

(注1)公開プロセス開催日が確定していない府省にあっては、「〇月〇日頃」等の大まかな記載で差し支えない。(注2)事業番号欄には、令和4年度行政事業レビューにおける事業番号を記載する。

(注3)対象事業は事業単位で対象とすることとし、事業の一部のみを対象としないこと(なお、特に議論する必要のある箇所については、論点において整理すること)。

(注4)選定基準欄は、「行政事業レビュー実施要領」の第2部3(1)①の「ア〜カ」のいずれに該当するかについて記載する。

○「行政事業レビュー実施要領」(抄)

第2部3(1)①

ア アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの

イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

エ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

オ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数可)

カ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの